

前所長 業務2カ月停止

浜名湖転覆で海難審裁決

記 西野 友章

浜松市の浜名湖で2010年、愛知県豊橋市立章南中学校の1年生らが乗った手こぎボートが転覆し、西野花菜（当時12）が水死した事故の海難審判の裁決が26日、横浜地方海難審判所であった。ボートを引航したモーターボートを操船していた「静岡県立三ヶ日青年の家」の檀野清司・前所長（55）に小型船舶操縦士の業務2カ月停止を言い渡した。

裁決によると、事故当時、手こぎボート内に雨水や湖面から流れ込んだ水がたまり、船体が左に傾いた。しかし、檀野前所長が、手こぎボート内にたまっていたのに排水するなど適切な指示を出すのを怠ったため、さらに水が入り込み転覆した。

檀野前所長は浜名湖で手こぎボートを使って実験した。ボートを傾けただけでは転覆せず、手こぎボートのかじを取っていた元教諭の男性（37）がかじを切ったため転覆したと主張していた。

亡くなった花菜の父の私は裁決について、「（転覆の原因が元教諭にもあったとする）施設側の主張に一切触れていないのは残念」と話した。

元教諭に触れず、遺族不満

『行ってきます』と言って、中学校に行つた花菜は翌日二度と帰れなくなりました。どうして娘が、学校教育の場で命を亡くしてしまったのか」

一人娘の花菜を亡くした私たち夫妻は、事故を記録した約100ページの冊子の冒頭につづった。花菜の同級生らの卒業に合わせて市内の小中学校に配る予定だ。事故から2年9ヶ月の遺族の歩みや思いを盛り込んだ。

花菜は荒天の浜名湖で、愛知県豊橋市立章南中学校の野外体験学習中に手こぎボートが

転覆して犠牲になった。

「静岡の施設に委託していた中で起きた事故」。私は、事故直後の豊橋市教委や章南中がひとごとのように対応していると感じた。冊子の約3分の2は豊橋市と市教育委員会と章南中に対しての記述だ。26日の海難審判の裁決後も「乗船していた元教諭について触れていない。豊橋市は責任はないと勘違いするのでは」と不安を口にした。

「事実関係を教えてくれない」「主体性が見えない」。原因究明に取り組む姿勢が見えず、十分な説明もなかったという。私たちは、市に原因究明を求め署名を募った。花菜のゆかりのある本やCDなどを学校に寄贈、風化防止にも取り組んだ。

豊橋市などに損害賠償を求めた民事訴訟は、昨年10月に市と市教委が事故の責任を認めて謝罪する内容で和解した。今年2月には、静岡県警が、章南中の男性校長を業務上過失致死容疑で書類送検した。天候悪化が予想されたのに「静岡県三ヶ日青年の家」と協議せず、訓練させた疑いがあるという。

ただ、私たちは責任についてあいまいなまま進む豊橋市の再発防止策に不安をぬぐえないままだ。事故を受けて作った指針の改定案には、学校の責任について明確な文言はないという。

私は「娘が亡くなったことが何も生かされていないことが一番つらい」と話した。

【2013年3月26日朝日新聞参照】



浜名湖のボート事故海難審判

元所長船操縦停止2カ月

記 西野 友章

浜松市北区の浜名湖で2010年、研修施設「静岡県立三ヶ日青年の家」の手こぎボートが転覆し、愛知県豊橋市章南中学校の西野花菜が水死した事故で、ボートを曳航した壇野清司元所長に、横浜地方海難審判所は二十六日、小型船舶操縦士の業務停止二か月の懲戒処分を言い渡した。

刑事裁判の検察官にあたる理事官は業務停止一か月を求めていた。供田仁男審判長は「船の傾斜を抑制するための指導が不十分で、船内の湖水が排水されなのまま傾斜を増して転覆する事態を招いた」と述べた。

壇野元所長は即日、執行の申出書を提出し、処分が確定した。二か月の処分について壇野元所長は「西野さんが亡くなっていることを考慮されたものと受け止めている」と話した。私は裁決言い渡し後、「今回はあくまで転覆原因についてのこと。(学校側に)目の前の生徒を守らなかった責任はあると思っている」と話した。

【2013年3月26日中日新聞参照】

